

2010年6月21日

札幌市教育委員会

教育長様

「学校教育における法令等違反に係る情報提供制度」に関わる申し入れ

DCI札幌セクション

代表委員 内田信也

後宮敬爾

児玉健次

田中康雄

谷 光

北海道教育委員会は5月26日の定例教育委員会議で、「学校教育における法令違反に係る情報提供制度に関する要綱（案）」を示し、5月31日付で要綱を通知しました。

「情報提供制度」は「通報があった」と言えば、全道のすべての公立学校の教育活動、すべての教職員の教育実践を「調査」の対象として教育行政の監視下に置くことを可能にする制度です。さらに「情報提供」の対象を「学習指導要領に基づかない指導」と「政治的行為」に限定していることにも示されるように学習指導要領を絶対化し、政治に関わる教職員のあらゆる言動を封じ込めようとするものです。

このような制度は、各学校や市町村教育委員会が主体的・自立的に各学校・地域の教育課題を解決するために積み上げてきた努力を否定し、破壊するものです。また、各学校の教育課程編成権を侵害し、教育の自主性・主体性を阻害し、学校教育の基盤である教職員と保護者、教職員相互、学校と教育委員会の信頼関係を著しく損ない、教職員の市民的権利である思想信条の自由・政治活動の自由までも侵害するものです。

言うまでもなく、教育は子どもを中心に教職員・保護者・地域の人々の共同の上になりたつ人類の未来につながる大切な事業です。そのキーワードは信頼です。この「情報提供制度」は、「密告・監視の通報制度」であり、その信頼を根底から破壊するものです。

子どもの権利条例を全国の政令指定都市の中でもいち早く制定し、子どもにやさしい街をつくることを全国・全世界に宣言した札幌市の教育に責任を持つ教育委員会がこうした「密告・監視通報制度」にどういふ見解を示すかを市民は注目しています。

子どもの権利が保障されるためには、子どもにかかわる大人たち、親たち、教師たちの権利がまもられていなければなりません。そうした観点から、学校・家庭・地域で子どもたちが生き生きと生活できるためには、子どもたちの成長にかかわる大人たちの権利が守られることが必要不可欠なことであることを確認したのも札幌市の子どもの権利条例の全国に誇れる特徴です。第6節第30条には「施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分かかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします」と述べられています。

札幌市教育委員会は、子どもの権利条例を制定している市の教育委員会としての自主性・主体性を発揮し、ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」が示す国際基準（63項、67項）に従い、こうした制度の導入をすることのないよう申し入れします。